

自治労連・自治労連共済結成30周年、研究機構設立20周年を記念した『民主的自治体労働者論 生成と展開、そして未来へ』が、8月10日に発刊されました。「あとがき」を掲載します。

## 自治体労働運動の歴史とたたかひの到達点、 教訓、展望を学ぶ学習教材として活用を

自治労連副中央執行委員長  
『民主的自治体労働者論 生成と展開、そして未来へ』  
編集委員会責任者  
松繁 美和

2018年7月7日に、第1回の編集会議及び、執筆者との合同会議をスタートに、4回の会議を経てご執筆いただきました。論議の過程では、公開もしながら、また青年部の皆さんとの意見交換もおこない、その作成過程も大事にしてきたところです。

ご執筆いただいた方々には、ご自身の研究活動や、お仕事がある中、多くの時間を割いていただきました。ご執筆に改めてお礼を申し上げ、心から感謝の意を表します。

さて、本書は、出来上がって「万々歳」と言うものではありません。多くの皆さんに、この本を手にとって読んでもらうことは、もちろんのこととして、自治体労働運動の歴史とたたかひの到達点、教訓、展望を学ぶ学習教材として活用していただくことによってこそ、本書の発刊の意味があります。

「憲法をいかし、住民生活を守る」ことが、自治労連の特別の任務という方針を掲

げてきました。こうした呼びかけはややもすると、「公務員の政治的中立性」に、とっていかげなものかの批判。あるいは、政治や憲法を語るのは「意識高い系」と謂わば揶揄するような風潮のなかで、労働組合は時代遅れ感を持っている人たちも居るのではないのでしょうか。まず、そういう方々に本書に触れて欲しいと思います。

今、働き方の問題、ジェンダー問題、虐待問題などが顕著になるなかで、「人権」の大切さが求められる一方で、政府による「文書の隠蔽・改ざん」など、政府によって都合の悪いことは「無かったことにする」と言った政治の劣化が残念ながら日本には存在します。そこをただしていく力が労働組合にはあるのではないのでしょうか。労働組合への期待も高まっているし、それに応えていく時が今ではないのでしょうか。

「民主的自治体労働者論」は、私自身の経験からも座学で学べば身につくというも

2019年8月22日

のではありません。本書の特に、2章での記述があるような実践が伴ってこそ理解がすすむのだと思います。「憲法の理念は理解できる」「地方自治の意味もわかる」「住民が主人公もわかる」しかし、「そうは言っても…」と、職場や地域で矛盾を感じることは、仕事をすすめていくうえで、色々あるでしょう。その時の解決法に、本書が役に立つはずです。

本書は、それぞれの章・節が、相互に関係しながらも、完結をしていますので、最初から順番に…という使い方をしなくても、「何となく気になるフレーズがある」ところを入り口に、読み進めていくことができます。そして、ひとりではなく、何人かで話し合いをしながら学習教材として活用いただければと思います。本を買ったまま、読まずに置いておくことを「積読」と言ったりしますが、本書も取りあえず「積読」しておいて、悩んだ時に取り出して活用していただければと思います。

「迷ったら、憲法に聞け。悩んだら、住民に聞け。」この言葉は、私が自治体労働者として働き始めたころの先輩からの言葉です。今回、「自治労連、自治労連共済結成30周年、研究機構設立20周年」を記念して、発刊の運びとなった「民主的自治体労働者論—生成と展開、そして未来へ」は、この言葉を改めてかみしめるものとなりました。そして、自治体関係者のみならず、主権者である住民・国民にとっても共通認識するこの出来るものだと思っているところです。地方自治の「広辞苑」とも位置づけられるものではないかと思えます。

自治労連運動をすすめていくうえで、すべての単組・職場単位での学習資料として

位置づけていただき、多くの皆さんにご活用いただくことを重ねてお願いしまして、あとがきに代えさせていただきます。



※詳細は、以下のページをご参照ください。  
<http://www.jilg.jp/publications/2019/08/02/1275>